

下関市立大学特待生規程

平成 20 年 10 月 2 日

規 程 第 4 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学の学部学生（科目等履修生及び特別聴講学生を除く。）で、学力が優秀であると認められるものを特待生として認定し、もって学修意欲の向上を図るために、特待生に関し必要な事項を定めるものとする。

(人数及び期間)

第 2 条 特待生の人数は、2 年生から 4 年生までの各学年につき、各学科 2 名以内とする。

2 留学生については、前項に規定する人数には含めず、留学生全員の中から 2 名以内とする。

3 特待生の期間は、1 年間とする。

(決定等)

第 3 条 学長は、1 年生から直前学年までの成績に基づき、特待生の認定を行う。ただし、次の各号に掲げる者を特待生として認定することはできない。

(1) 入学後 4 年を超えて在学している学生

(2) 下関市立大学学則第 44 条に規定する懲戒（以下「懲戒」という。）を受けている学生

2 学長は、前項の規定により特待生の認定を行ったときは、当該認定された学生に通知するものとする。

(特典)

第 4 条 特待生は、公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程の規定にかかわらず、その特待生として認められた期間に係る授業料（公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程別表第 3 に定める授業料をいう。以下同じ。）の 2 分の 1 に相当する額の納付を要しないものとする。

2 特待生が、下関市立大学授業料等の減免に関する規程により、特待生と認められた期間に授業料を全額免除されている期間がある場合は、当該全額免除されている期間においては、奨学金として、年額 10 万円を支給する。

3 前項の奨学金の支給方法については、別に定める。

(取消し)

第 5 条 学長は、特待生が懲戒を受けた場合は、当該学生に係る第 3 条第 1 項の決定を取り消す。

2 前項の規定により特待生の決定を取り消された者は、理事長の指定する日までに、

授業料の2分の1に相当する額又は支給された奨学金に相当する額を納付しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、特待生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。